

大治町建設工事余裕期間制度（フレックス方式）試行要領
（趣旨）

第1条 この要領は、大治町建設部が発注する建設工事において、請負者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で請負者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 請負者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。
- (2) 実工期 実際に工事を施工するための期間で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- (3) 全体工期 契約締結日の翌日から、発注者があらかじめ定めて特記仕様書に明示した工事完了期限までをいう。

（対象工事）

第3条 フレックス方式の対象となる工事は、余裕期間を設定しても、工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で、かつ、町長が必要と認める工事とする。ただし、緊急性のある工事その他フレックス方式によることが適当でないと認める工事については、この限りでない。

（余裕期間）

第4条 余裕期間は、4ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定することができる。ただし、現場条件等により、4ヶ月を超える余裕期間を設定する必要がある場合は、その理由を整理のうえ設定することができる。

- 2 余裕期間における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 3 請負者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、照査及び関係者との協議（以下「準備等」という。）は、この限りでない。
- 4 余裕期間の間に行う準備等は、請負者の責任において行うものとする。
- 5 請負者は、余裕期間の間は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の配置を要しない。

（全体工期、工事の始期及び終期）

第5条 発注者は、全体工期をあらかじめ定め、特記仕様書等に明示することとする。

- 2 請負者は、全体工期の範囲内において、休日（大治町の休日を定める条例（平成元年大治町条例第26号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を工事の始期及び終期として設定し、契約締結前に工事の始終期通知書（様式1）により発注者に通知しなければならない。
- 3 請負者は、契約締結後に工事の始期及び終期の変更の必要が生じた場合には、発注者と協議のうえ、全体工期の範囲内において工事の始期及び終期を変更することができる。

（契約関係の取扱い）

第6条 フレックス方式を適用する場合における発注者と請負者の契約関係の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、実工期を記載する。
- (2) 請負者は、大治町公共工事請負契約約款の規定にかかわらず、工事の始期の前日までに現場代理人等通知書を発注者に提出するものとする。
- (3) 請負者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期から起算して10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。
- (4) 契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。
- (5) 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、工事の始期後速やかに掛金収納書を発注者に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 フレックス方式を適用することにより増加する費用は、請負者の負担とする。

（工事名）

第8条 フレックス方式を適用し発注する工事は、工事名の末尾に「(余裕期間)」を明示する。

（特記仕様書）

第9条 フレックス方式を適用し発注する工事は、特記仕様書にフレックス方式であることを明示する。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1

工事の始終期通知書

年 月 日

大 治 町 長 殿

住 所

(所在地)

氏 名

〔 名称及び
代表者氏名 〕

下記のとおり工期を定めたので通知します。

記

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
工 事 の 始 期	年 月 日
工 事 の 終 期	年 月 日